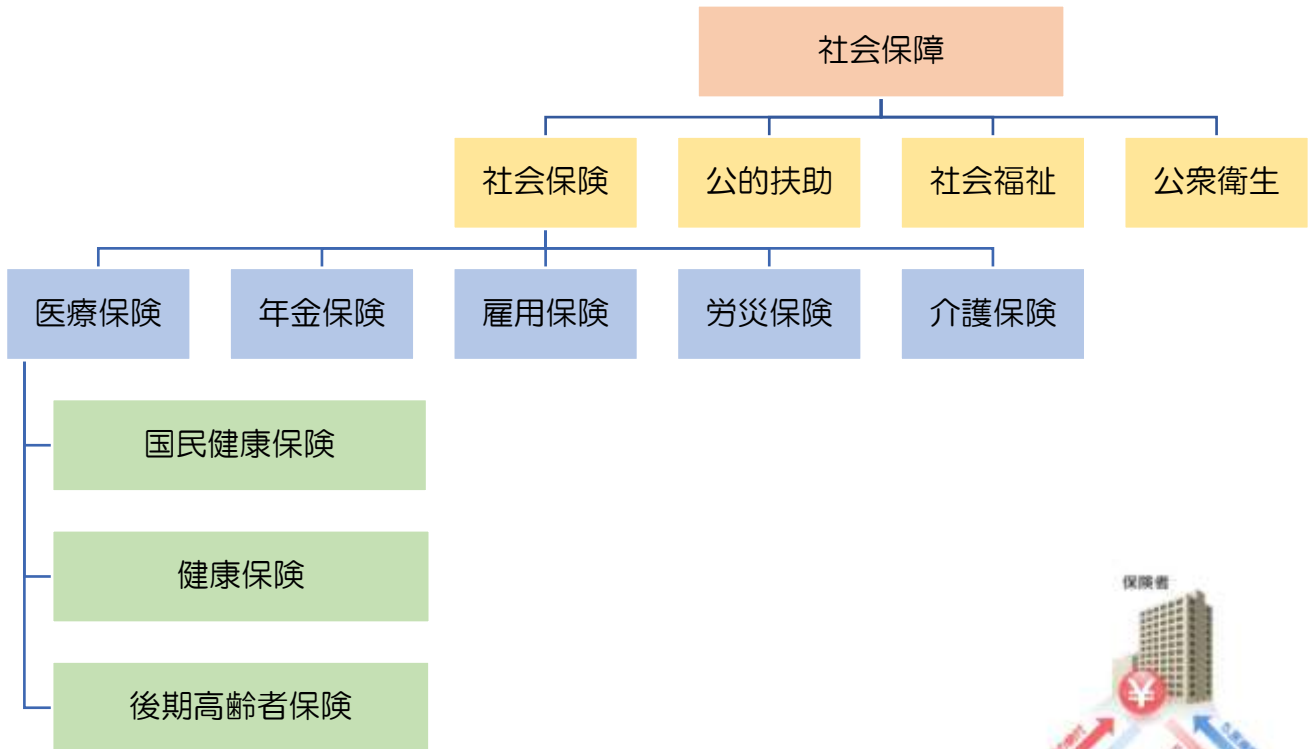


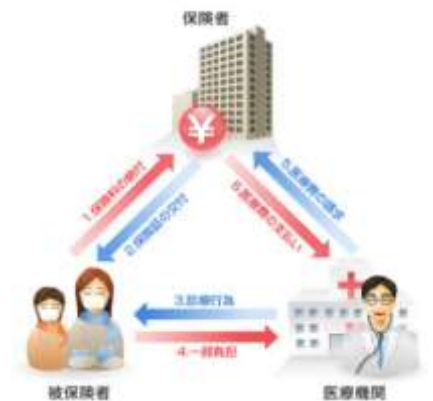
医療と経済

担当：百瀬 修久

【社会保障の全体像】



1. 医療保険制度 (1927 年、昭和 2 年「健康保険法」制定)
(1958 年「国民健康保険法」制定)
(1961 年「国民皆保険・皆年金」施行)



- 疾病、負傷、死亡、分娩などに対して、保険者が**保険給付**を行う制度。
- わが国では、全国民が何らかの医療保険に加入する「**国民皆保険**」が規定。

1) 保険の種類

- 医療保険
 - 健康保険：被用者保険：保険者は協会健保・組合健保・共済組合
 - 国民健康保険：非被用者保険：保険者は市町村・都道府県
 - 後期高齢者保険：75歳以上の人：保険者は都道府県ごとの広域連合

- 全て、保険は**強制保険**である。
- 医療保険の**財源**は、**公費**と**保険料**と**患者負担料**である。

- 2) 保険者⇄被保険者、雇用者⇄被用者
- 3) **保険料**は**年収**によって異なる。
- 4) 医療保険における診療報酬の改定は **2** 年毎に行われる。

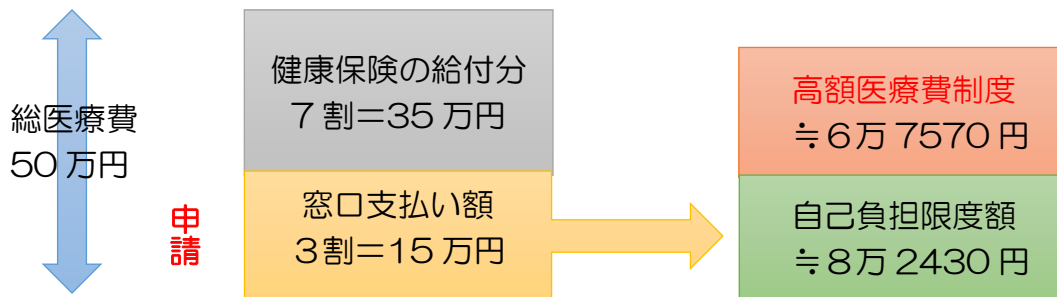
5) 給付の種類・内容

◎ **現物給付**：病気やけがをした時

- ① 療養の給付
- ② 入院時食事療養費
- ③ 訪問看護療養費
- ④ **高額医療（療養）費制度**

診察
薬剤または治療材料の支給
処置・手術その他の治療
在宅で療養する上での管理、その療養のための世話、
その他の看護
病院・診療所への入院、その療養のための世話、
その他の看護

例：40 歳の被保険者の総医療費が 50 万円であった場合



- ・ 高額医療費の支払い自己負担限度額は、その人の**年齢・年収**によって異なる。
- ・ 保険給付の対象でないものに、**健康診断、美容整形、正常分娩、予防接種**がある。

◎ **現金給付**：

- ① 出産に関する給付：**出産育児一時金**（50 万円/1 人）→ 出産した女性**全員**が対象
産前産後の**出産手当金** → **健康保険（本人）のみ**対象
- ② 傷病手当金：業務外での病気やケガの療養のために休業し、連続した 3 日間を含み 4 日以上仕事に就けない場合に**最長 1 年 6 か月**支給
- ③ 埋葬料（費）：**埋葬料**（5 万円）
- ④ 移送費：償還払い。医師の指示により一時的、緊急的な必要性がある移送

償還払いとは：対象者が一度費用の全額を立て替えて支払い、後日申請することにより規定の額が払い戻される仕組みのこと。

6) 保険負担とサービス負担

義務教育就学前	被保険者	被扶養者	70～74 歳	75 歳以上
2 割	3 割	3 割	2 割	1 割

医療費負担：上記表参照。ただし、高齢者で一定の所得がある場合には **2～3 割**負担。

2. 介護保険制度(西暦2000年施行)

1) 保険者: 市町村と特別区

2) 被保険者:

第1号被保険者



65歳以上の人



- 年金天引き(年金月額15000円以上の場合)〈特別徴収〉
- 個別徴収(年金月額15000円未満の場合)〈普通徴収〉

- ※ 所得+各市町村(特別区)に応じた保険料
- ※ 全額個人負担

第2号被保険者



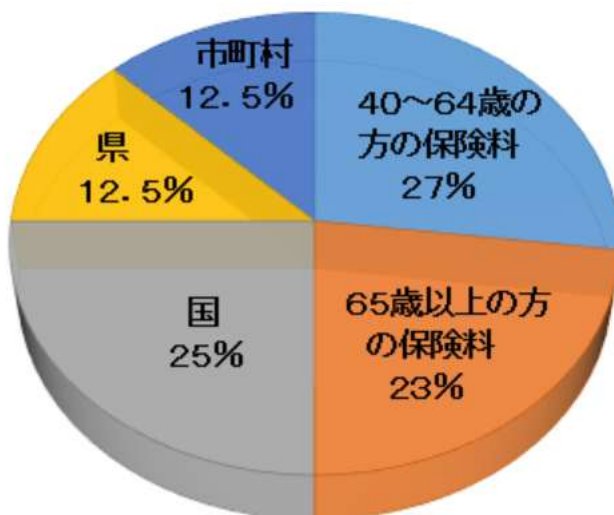
40歳~65歳未満の人



健康保険料に加算

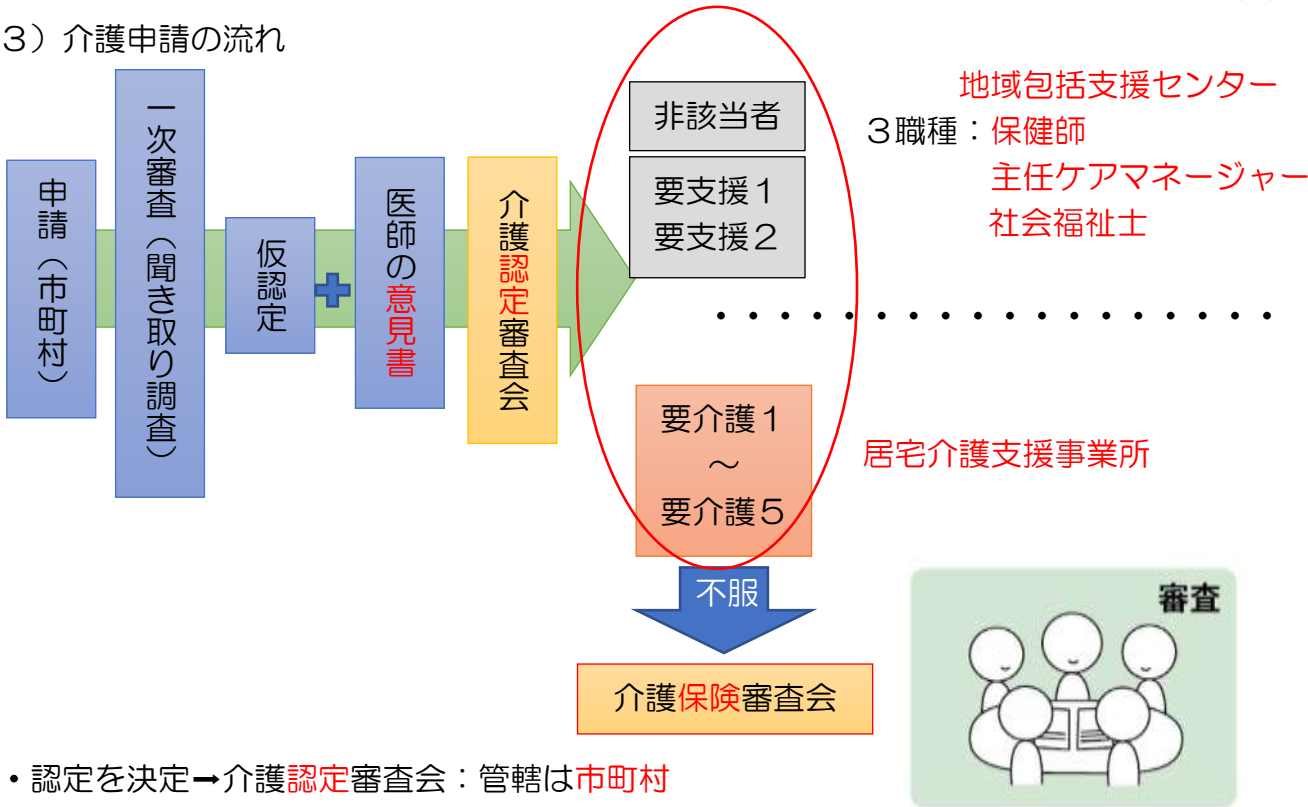
- ※ 所得に応じた保険料
- ※ 健康保険者は
事業主と被保険者は折半負担

介護保険の財源



- 保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年毎に決定される。

3) 介護申請の流れ



- ・ 認定を決定→介護認定審査会：管轄は市町村
- ・ 認定に不服申し立て→介護保険審査会：管轄は都道府県
- ・ 介護サービス計画書（ケアプラン）作成費は個人負担なく、全額保険給付
- ・ 介護保険の新規申請・区分変更の場合は 6 か月での見直しが必要
（変更なしでの継続時の見直しは 12 か月ごと）
- ・ 第 1 号被保険者は介護状態で認定→病名は不要
- ・ 第 2 号被保険者は介護状態に加えて、介護保険に定める疾病（特定疾病）に含まれていること→病名が必要

< 介護保険法で定める特定疾病（老化に起因する疾病） >

第 2 号被保険者で下表に該当する場合、介護保険を使用することができる

がん*1)	脊柱管狭窄症
関節リウマチ	早老症
筋萎縮性側索硬化症	多系統萎縮症
後縦靱帯骨化症	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
骨折を伴う骨粗鬆症	脳血管疾患
初老期における認知症	閉塞性動脈硬化症
パーキンソン病関連疾患	慢性閉塞性肺疾患
脊髄小脳変性症	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

- 支給限度額

要介護状態区分	1 か月の支給限度額	サービスの分類
要支援 1	50,320 円	介護予防サービス
要支援 2	105,310 円	
要介護 1	167,650 円	介護サービス
要介護 2	197,050 円	
要介護 3	270,480 円	
要介護 4	309,380 円	
要介護 5	362,170 円	

● 介護保険利用者の自己負担割合

	自己負担割合
年金収入など 340 万円以上	3 割
年金収入など 280 万円以上 340 万円未満	2 割
年金収入など 280 万円未満	1 割

- 介護サービス計画書（ケアプラン）

固定通>申請中

年 月分 サービス利用票・サービス提供票

保険者番号		1	3	1	1	7	7	保険者名	東京都 区	居宅介護事業者 事業社名担当者名		作成年月日	年 月 日
被保険者番号				×	×	×	×	フリガナ		保険者確認印	東京都 区長	届出年月日	24年 ○ 月 × 日
生年月日	明・大・陽							被保険者氏名		区分支給額 度基準額	単位/月	限度額適用 期間	年 ○ 月から 年 ○ 月まで
	年 月 日							性 別	男 ○ 女	居介護状態区分 変更後要介護 状態変更区分	要介護1・2要介1・2 要介1・2要介1・2 平成 年 月 日		前月までの延べ 入所利用日数

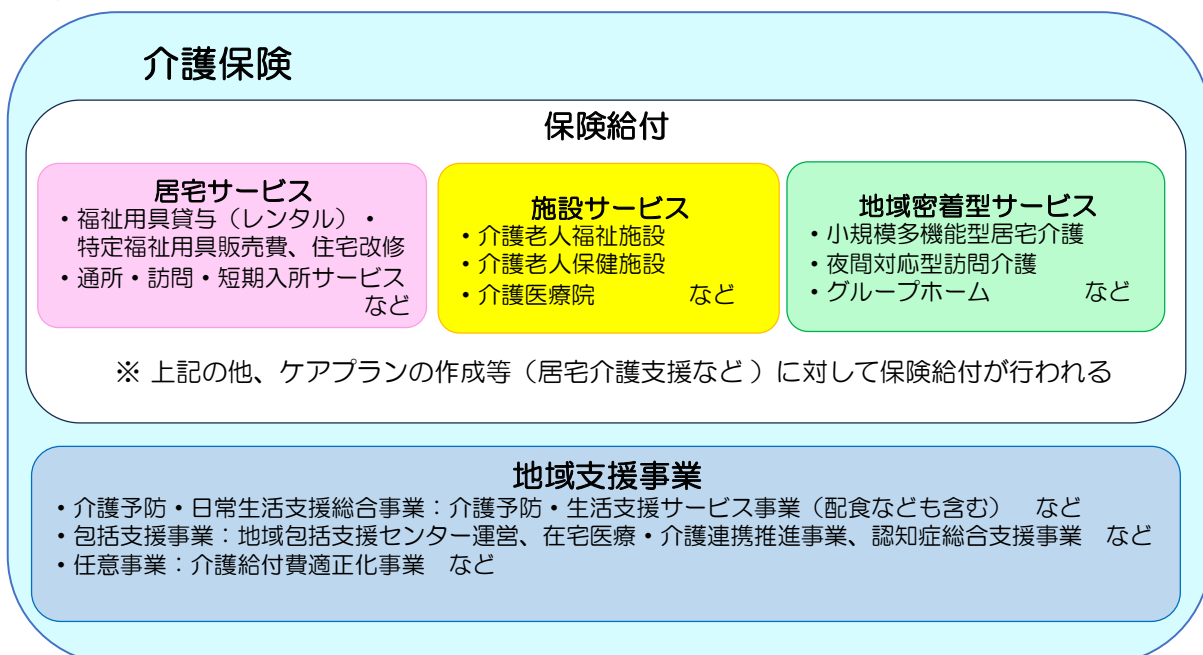
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	日付 曜日	月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数
				1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日	
10:00 11:29	身体介護3	A訪問介護事業所	予定																															8	
11:00 11:30	生活援助2	A訪問介護事業所	予定																															4	
15:00 16:29	訪問介護3	B訪問介護事業所	予定																															4	
10:00 16:00	通所介護Ⅱ22	C施設	予定																															8	
	特設貸台貸与	D福祉貸与事業所	予定																															1	
	訪問介護処遇改善加算Ⅰ	A訪問介護事業所	予定																															1	
	通所介護処遇改善加算Ⅰ	C施設	予定																															1	
			予定																																
			実績																																

レンタルは限度額に含まれる。

● 介護保険による給付内容

	予防給付におけるサービス (要支援)	介護給付におけるサービス (要介護)
都道府県知事 政令市・ 中核市市長が 指定・監督を 行うサービス	・介護予防サービス (居宅サービスに類似) - 介護予防訪問入浴介護 - 介護予防訪問看護 - 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防居宅療養管理指導 - 介護予防通所リハビリテーション - 介護予防短期入所生活介護 - 介護予防短期入所療養介護 - 介護予防特定施設入居者生活介護 - 介護予防福祉用具貸与 - 特定介護予防福祉用具販売	・居宅サービス - 訪問介護 - 訪問入浴介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 居宅療養管理指導 - 通所介護 - 通所リハビリテーション - 短期入所生活介護 - 短期入所療養介護 - 特定施設入居者生活介護 - 福祉用具貸与 - 特定福祉用具販売 ・施設サービス - 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護医療院 (介護療養型医療施設)
市町村長が 指定・監督を 行うサービス	・介護予防支援 - 地域密着型介護予防サービス - 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護	・居宅介護支援 - 地域密着型サービス - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 - 夜間対応型訪問介護 - 地域密着型通所介護 - 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護 - 認知症対応型共同生活介護 - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 - 看護小規模多機能型居宅介護
その他	住宅改修	住宅改修

● 保険給付と地域支援事業



A 居宅サービス

1. 福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売（購入費）・住宅改修費

1) 福祉用具貸与（レンタル）

- ・レンタルできない品物は、**排泄用品**、**入浴用品**である。
- ・**吸引器**は介護保険適応外で、医療保険の給付対象となる。
- ・**ベッド**、**車いす**、**床ずれ防止用具**、**移動用リフト**の貸与は**要介護2以上**の者に限る。
- ・レンタル用品は毎月の支給限度額に**含まれる**（費用の**自己負担あり**）

2) 特定福祉用具販売（購入費）

- ・1年間に**10万円**が限度額である。
- ・**レンタルできない福祉用具**が購入の対象となる。
- ・**消耗品は含まれない**（オムツ・靴・箸など）。

3) 住宅改修

- ・1住宅に**20万円**が限度額である。

*上記 2)・3) に関して

- ・特定福祉用具販売（購入費）・住宅改修は毎月の支給限度額に**含まれない**。
- ・全て**償還払い**。
- ・費用の**自己負担あり**。

● 住宅改修の計算方法

例：Aさんは転倒防止のため住宅改修を行い、費用は32万であった。Aさんの年金の収入は240万で、1割負担である。自己負担額を計算しなさい。



2. 通所サービス、訪問サービス、短期入所サービスの3つのサービス

1) 通所サービス

- ① 通所介護（デイサービス）・・・機能訓練
- ② 通所リハビリ（デイケア）・・・医師の指示で専門家がリハビリ

- ・①、②には人員配置に看護師は含まれる。
- ・要支援1、要支援2の人に対して行われてきた「介護予防訪問介護、介護予防通所介護」は介護保険から切り離された。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移管され、自治体の配下になった。

2) 訪問サービス

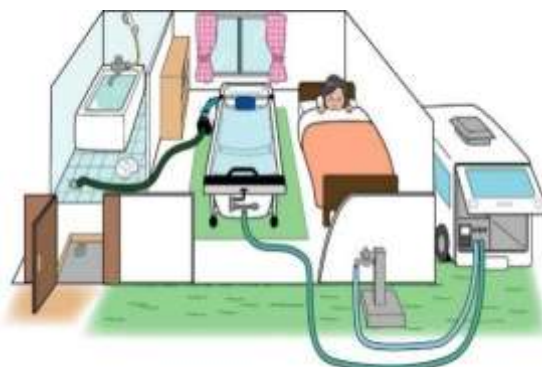
- ・訪問介護は身体介護と家事介護に分けられる。
- ・訪問介護の入浴介助サービスと訪問入浴介護は異なる。



・訪問入浴介護



看護職員 1 名以上を含めた 3 名以上の職員が自宅に訪問し、専用の浴槽を使って入浴をサポートする介護サービス



3) 短期入所サービス（ショートステイ）

利用者本人のためだけでなく、介護者の休息（レスパイトケア）にも利用される。

B 施設サービス

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設
法律	介護保険法・老人福祉法	介護保険法
概要	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うこと。 また、虐待を受けた者の保護にも利用される。	病状安定期にあり、看護・介護・機能訓練を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと。
対象	要介護3以上	要介護1以上
退所	高度な医療が必要にならない限り、最期まで住み続けられる	原則 3か月 状態に応じて入居・退去の判定
医師	非常勤可	常勤 100：1 ^{*1)}
看護師	3：1 以上 ^{*2)}	看護・介護担当職員の 総数の2/7程度
訪問看護	「末期の悪性腫瘍の方」のみを 医療保険で訪問できる	利用できない
その他	—	1人（理学療法士または作業療法士）

* 1) 入所者 100 人に対し医師 1 人

* 2) 看護・介護担当者を合わせて入所者 3 人に対して 1 人以上

	I 型介護医療院	II 型介護医療院
法律	介護保険法・医療法	
概要	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や、看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設	
対象	重篤な身体疾患を有する者 及び、 身体合併を有する認知症高齢者等	左記と比べて、 様態は比較的安定した者
退所	高度な医療が必要にならない限り、 最期まで住み続けられる	状態に応じて入居・退去の判定
医師	48：1 ^{*3)}	100：1人
看護師	6：1	

* 3) 入所者 48 人に対し医師 1 人

C 地域密着型サービス（主なサービスを下記に表記）市町村管轄

1) 小規模多機能型居宅介護

- 介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるように、利用者の状態や必要に応じて、「**通い**」「**泊まり**」「**訪問**」の3サービスを**組み合わせて**提供する**居宅介護サービス**。要支援からの利用が**可能**となる。

2) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

- 「**小規模多機能型居宅介護**」と「**訪問看護**」を組み合わせて提供するサービスである。
- 利用できるのは**要介護のみ**利用可能（**要支援は利用できない**）。

	通所介護	泊まる	訪問介護	訪問看護
小規模多機能型居宅介護	○	○	○	
看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○

＊ 1)、2) 共に

- 登録人数：29 名以下 通いサービス利用定員：1 日あたり 18 名以下
- 宿泊サービス利用定員：1 日あたり 9 名以下
- 利用料は「**月額定額制**」である。

3) 夜間対応型訪問介護

- 夜間**に利用者の自宅を定期的に訪問し、おむつ交換やトイレ介助などをしてくれるサービスである。
- 利用できるのは**要介護のみ**利用可能（**要支援は利用できない**）。

4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中夜間を通じて、「**訪問介護**」と「**訪問看護**」の両方を提供し、「**定期巡回**」と「**随時の対応**」を行うサービスである。
- 利用できるのは**要介護のみ**利用可能（**要支援は利用できない**）。

5) 認知症高齢者グループホーム

- 認知症**の方が**共同生活**を送り、病気の進行を緩やかにすることを目的としたサービスである。
- 利用人数：**5～9 人**/1 ユニット単位 原則 **3 ユニット**まで
- 365 日、24 時間、介護士が常勤**しなければならない。
- 要支援 1 は利用できない**。

サービス	1)	2)	3)	4)	5)
要支援 1	○				
要支援 2	○				○
要介護 1～5	○	○	○	○	○

＊ 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができる。

3. 年金保険制度（西暦 1942 年、昭和 17 年制定）

・ 1942 年制定当時は、自営業者、農業従事者等には公的な年金制度はなく、全国民を対象とした老後の所得保障の必要性が高まり、1959 年「国民年金法」が制定された。・ 国民年金制度は 1961 年 4 月から実施され、「国民皆年金」が実現となった。

- ・ 老後の所得保障の支柱として、高齢者の**老後の生活**を実質的に支えていく制度である。
- ・ 国民年金（基礎年金）を基礎とした保険制度である。
- ・ 国民年金（基礎年金）は定額保険料（本人が全額）で、厚生年金は本人と会社で折半して保険料を納める。



	老齢（退職）年金	障害年金	遺族年金
基礎年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
共済年金	退職共済年金	障害共済年金	遺族共済年金

1) 老齢年金

- ・ 20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間の全期間保険料を納めた人は 65 歳から満額の老齢基礎年金が支給される。

2) 障害年金

- ・ 年金に加入中の病気やけが等が原因で、**障害**を有することになった場合に支給される。

3) 遺族年金

- ・ 年金受給者や被保険者（加入者）が**死亡**した場合、その人に生計を維持されていた遺族に支給される。